

次期千葉県保健医療計画【地域リハビリテーション支援体制整備】にかかる協議会員からの意見等

No	意見等内容	意見等に対する対応
1	<p>03地域リハビリテーション関係データ 要支援者要介護者数につきまして。子防リハビリテーションの効果の評価する際は、数よりも「要介護認定率」をより重視すべきかと考えますが、難しいでしょうか。</p> <p>09訪問通所リハビリテーション請求事業所について リハビリ専門職の地域ごとのバラツキが多いとの指摘の中で、各圏域ごとの専門職数が把握できるとこの根拠になるのではないかと。 また、請求事業所としては、実際には「訪問看護」に所属するリハ職の請求が多いことが予想されますが、いかがでしょうか。</p> <p>新旧対照表 p5 8行目 また、障がいのある人や小児などの対象者についても地域共生社会の実現に向け・・・について地域共生社会の実現においては、障がいのあるなし、または小児（子ども）や高齢者といった年齢的な枠組みにあてはまらない方、いわゆる「属性を持たない方」（青年期や大人の引きこもり）の問題、介護離職防止、家族介護支援の問題など）への予防的支援、子防リハビリテーション、地域づくり、居場所づくり、つながりの弱い方への支援の重要性が指摘されていると認識していますが、この、「属性をもたない人」への支援もリハ職がかかわる対象に含めることは難しいのでしょうか。</p>	<p>本文修正あり・・・3</p> <p>1,2 今後の資料づくりの参考とします。</p> <p>3 (イ) 施策の具体的展開 〔地域リハビリテーション支援体制の整備〕 「～また、障害のある人や小児などの対象者についても」を、地域共生社会の表現に合うよう「～また、障害の有無や年齢、世代を超えた対象者について」に修正します。 (ア) 施策の現状・課題の文中も同じ表現にして合わせます。</p>
2	<p>1. 263ページ 資料1計画素案の冒頭の記事 「リハビリテーションには、①障害のある人（子どもを含む）や高齢者の機能低下の予防に関すること、②各種疾病に対して医療機関が実施する急性期・回復期医療に関すること、③主に介護保険で対応される維持期・生活期に関するところがあり、これらを患者の症状に応じて適切な時期に行うことが必要です。」 「患者の症状」という言葉が使われていますが、地域リハビリテーションは、病院に入院中の方よりは、地域に暮らす住民が主たる対象であり、また、予防に関することを含めるのであれば、「患者」「症状」という言葉よりは、「その人」「対象者」「当事者」「ケース」、「状態」「状況」などとした方が、適切ではないでしょうか？ 同様に265ページの4行目の「患者の症状」も一考が必要とされます。</p> <p>2. 263ページ 10行目 「維持期・生活期においても回復した機能を向上・維持していくためには、」 維持期、生活期のリハビリテーションは、「機能」の向上・維持に加えて、「活動や参加」がいつそう求められるところではないでしょうか。特に地域社会への参加の促しや、そのための居場所づくりは、地域リハビリテーションならではの取り組みと考えます。当事者が主体的にそのような場に参画するような取り組みも、地域リハビリテーションとして期待したいと思います。「維持期・生活期においても回復した機能を向上・維持していくためには、」→「維持期・生活期においても回復した機能を向上・維持し、活動や参加に繋げるためには、」のような文章ではいかがでしょうか。</p>	<p>本文修正あり・・・1,2</p> <p>1. (ア) 施策の現状・課題 「患者」を「当事者」、「症状」を「状態」にそれぞれ修正します。 (イ) 施策の具体的展開 〔地域リハビリテーション支援体制の整備〕 「患者」を「当事者」、「症状」を「状態」にそれぞれ修正します。</p> <p>2. (ア) 施策の現状・課題 「維持期・生活期においても回復した機能を向上・維持していくためには、」を維持期・生活期の内容を踏まえ、「維持期・生活期においても回復した機能を向上・維持し、活動や参加に繋げるためには、」に修正します。</p>
3	<p>3. 266ページ4行目 「地域住民や関係機関が地域の実情や特性を理解できるよう客観的に評価する手法の構築」 地域リハビリテーションの効果測定は、行われている地域リハビリテーションの手法の適切さの判断や、関与している専門職のモチベーション、専門職を送り出す職場の理解のためにも、必要な事と思います。今後は、効果測定の結果を年1回程度、広域支援センターやリハパートナーとも共有できるとよいと考えます。2018年に市原市では、（一財）厚生労働統計協会の協力のもと、「在宅要介護高齢者の医療・介護連携の推進方策に関する調査研究」が実施されました。この調査研究では、要介護者、要支援者の介護度の変化等を医療レセプト、介護レセプトのデータを分析することで行われています。このような手法が、地域リハビリテーションにおいても、使えないでしょうか。また、市原市では「いちほら推し活制度（市民活動団体などが実施するイベントや市が主催・共催するイベント等に参加することで、ポイントを貯めることができる）」があります。地域リハビリテーションに限定している制度ではありませんが、同様の制度のある市町村では、このような制度への参加度も、地域住民の地域活動への関与が測れるように思います。</p> <p>4. 268ページの広域支援センターの地図について おゆみの中央病院、成田リハビリテーション病院の●の位置の修正が必要です。今後ご予定のこととは思いましたが、念のため申し上げます。 以上、見当外れの内容もあるかもしれませんが、ご検討どうぞよろしくお願い致します。</p>	<p>3. いただいたご意見を各支援センターと共有し、よりよい評価の手法の構築に向けて検討を進めます。</p> <p>4. 指定医療機関の位置については、計画試案時に修正します。</p>
4	<p>1. 市町村が中心に実施している地域包括ケアとのリハビリ分野での連携強化</p> <p>2. リハ・パートナー施設の増加と活動の強化 なんとか溶け込めるような部分がありましたら、活用ください。</p>	<p>本文修正あり・・・1,2</p> <p>1,2. (イ) 施策の具体的展開 〔地域リハビリテーション支援体制の整備〕 「高齢者に対する支援においては、地域包括ケアシステムの一層の推進に向け、市町村に対する事業協力として通いの場や地域ケア会議等へ積極的に参加します。」を市町村事業におけるリハ・パートナーの関係性を踏まえ、「高齢者に対する支援においては、市町村が中心となって実施している地域包括ケアシステムの一層の推進に向け、関係機関の協力のもと、リハ・パートナーの質と量を確保し、活動の充実を図ることで、通いの場や地域ケア会議等へ積極的に参加します。」に修正します。</p>

No	意見等内容	意見等に対する対応
5	<p>資料1 P263 「地域リハビリテーション支援体制の整備」1行目            障害のある人（子どもを含む）や高齢者を含め地域に暮らすすべての県民が～            ↑            「その人を介護（お世話）している人、」を追加してはどうかと思いました。ただ、そのあとに「すべての県民が」とあるので、追加しなくても網羅されていると考えます。</p> <p>理由：工作上、障害のあるお子さんを親（主に母親）が付きっきりでお世話されており、仕事復帰を諦めるなど『自らが「したい生活」を実現でき』ていない方と関わることがあります。地域リハビリテーションはすべての県民が対象であることは認識していますが、障害のある本人と、その家族（お世話をしている人）も明記しても良いかと思いました。            また、今回の意見照会以外の部分で恐縮ですが、図表2-1-4-10-1に地域生活の囲みに「就労機関」があっても良いかと思いました。</p>	<p><b>本文修正あり</b></p> <p>(ア) 施策の現状・課題            【地域リハビリテーション支援体制の整備】            「障害のある人（子どもを含む）や高齢者を含め地域に暮らすすべての県民が・・・」を            当事者を間近で支える存在も加え、「障害のある人（子どもを含む）や高齢者、さらには共にする家族を含め地域に暮らすすべての県民が・・・」に修正します。</p> <p>また、図表については意見を踏まえて検討します。</p>
6	<p>資料1のp267の「計画試案で提示予定」と記載されている部分は、差し替えされるということで理解しました。よろしかったでしょうか。脱字などがあるので、確認をお願いいたします。地域リハビリテーションの理念に基づいた本計画のもと県内の関係機関の繋がりが広がるよう、千葉県作業療法士会も協力・参画できるように尽力したいと存じます。今後ともよろしく願います。</p>	<p><b>本文修正なし</b></p> <p>骨子案の評価指標や図表については、計画試案時に反映する予定です。</p>
7	<p>素案および骨子案については、内容が整理されていて良いと思いました。あり方検討会の皆様とご担当者様に、感謝いたします。            気になったことを、2点だけあげさせていただきます。宜しく願ひ致します。</p> <p>1. 表現の統一            素案263ページ（ア）の1行目や【地域リハビリテーション支援体制の整備】の1行目には、「障害のある人（子供を含む）」とあります。一方、264ページ5行目や265ページ下から6行目には「障害のある人や小児など」とあります。また、266ページ【総合リハビリテーションセンター機能の確保】4行目は、「障害のある子ども」となっています。（）表記より、子供または子どもで統一したほうがよいと思いました。</p> <p>2. 意味が伝わりにくい            骨子案3ページの（4）のウとエの区別がつきにくいかなと思いました。「人と情報をつなぐ手段や場をつくる」と「人と適切な情報をつなげる」方法（ウ）と情報の質や価値（エ）を示しているということでしょうか？ 最初は、同様の意味にとれてしまったのでお伝えしておきます。</p>	<p><b>本文修正あり（骨子案）</b></p> <p>1. 他の協議会員から提案の表現を使用することで表現の統一を図ります。</p> <p>2. 骨子案の修正            基本目標を達成するための項目が混同しないよう、4 推進方策（4）ウの内容を削除し、エの内容をウとします。</p>
8	<p>「高齢者の機能低下の予防」とありますが、高齢者も非常に活動的で機能低下を認めない人から、低活動で体力が低下している人まで様々です。人によって「機能低下の予防」のアプローチは異なってくると思いますが、ここでは、どのような人を想定しているのか、あるいは誰によるどのようなアプローチを想定しているのでしょうか。</p>	<p><b>本文修正あり</b></p> <p>高齢者であっても、健康な人もいれば、何らかの疾病を有して体力が低下している人もいることから、予防のための様々な職種による、その状態に応じたアプローチを想定しています。</p> <p>「機能低下の予防」という表現ですと、主に「心身機能や構造」に関わる障害に起因する機能障害の予防と捉えられかねないことから、「機能低下の予防」を「生活機能の低下の予防」に修正し、ICF（国際機能生活分類）※の概念に合わせた表現とすることで、当事者の状態に応じた予防に対応したものとします。</p> <p>※生活機能：①体・精神の働き、体の部分である「心身機能」、②ADL（日常生活行為）            ・外出・家事・職業に関する生活行為全般である「活動」、③家庭や社会での役割を果たすことである「参加」、のすべてを含む包括概念。</p> <p>生活機能には健康状態（病気・怪我・ストレスなど）、環境因子（物的環境・人的環境・制度的環境）、個人因子（年齢・性別・価値観など）などが様々に影響する。</p>
9	<p>小児のリハビリに携わることが多いので、東葛南部にももう少し小児のリハがみれる事業所が増えてくれると嬉しいです。</p>	<p><b>本文修正なし</b></p> <p>各支援センターにおける小児領域に対する取組を通じて、関係機関に対する理解を深めていきたいと考えています。</p>

No	意見等内容	意見等に対する対応
10	<p>別添の骨太の方針2023主な抜粋④ P 5 の記載に対してです。  リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の連携・推進を図る。全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積・活用と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・医科歯科連携を始めとする関係職種間・関係機関間の連携、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保の必要性を踏まえた対応、歯科技工を含む歯科領域におけるICTの活用を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。  千葉県歯・口腔保健審議会の中でもいろいろな施策は検討されておりますが、千葉県で先んじて何か施策ができないか？</p> <p>10 リハビリテーション対策  (ア) 施策の現状・課題  「地域リハビリテーション支援体制の整備」の終わりに骨太の方針2023でも示された様に、リハビリだけでなく、口腔の健康、栄養管理も併せて進めることで、「元気な老後」を達成できると考えており、取り組むことが必要と考えます。</p> <p>施策の対象の設定（例えば、高齢者施設？＋在宅？など）と施策内容（歯科衛生士＋リハビリ体操＋栄養指導）を検討し、地域や施設を選定してモデル的にやってみる事を提案させていただきます。</p>	<div data-bbox="1082 165 1471 203" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本文修正なし</div> <p>保健医療計画に関する国の指針（在宅医療の体制構築に係る指針）においても、身体機能及び生活機能の維持向上のための口腔の管理・リハビリテーション・栄養管理を適切に提供するために、関係職種間で連携体制を構築の必要性が記載されているところです。</p> <p>在宅医療担当課において計画素案の「施策の現状・課題」の中で、内容の提起をしていることから、今後の動向を注視していきます。</p> <p>なお、いただいた御意見等については、在宅医療連携にかかわる内容となっておりますので、「リハビリテーション対策」の本文での追記は行いませんが、保健医療計画担当課とも共有を図っています。</p>